

離婚カウンセラー及びマリッジカウンセラー の活動ガイドライン

NPO 法人日本家族問題相談連盟（以下「当連盟」ということがある）の認定会員の方々が、独立開業等の活動をするに際し、「岡野あつこ®」との関係において遵守すべきガイドラインをここに定義します。

1. 「岡野あつこ<登録商標 5739761号>」の名称、肖像権の使用について

- ・岡野あつこの名称、および画像・映像の無断使用は全面的に禁止します。
スナップ写真や友人としての紹介などは、岡野あつこ本人（以下「本人」という）の明確な同意がある場合（メールによる同意等、使用者において同意があったことを客観的に証明できる場合に限られる）は使用出来ます。（⇒承諾申請書 添付参照）
- ・「岡野あつこ」の名前を使った物品、書籍、冊子等の販売・供与・
広告宣伝（ホームページ、ブログ、メルマガ、フェイスブック、その他インターネット上での使用を含む）を一切禁止します。ただし、NPO 日本家族問題相談連盟の正会員となり、かつ、少なくとも1回以上更新した方々については、申請が承諾された場合、承諾された限度で使用することができます。（⇒承諾申請書 添付参照）

2. 「岡野あつこ」と「実践離婚カウンセラー養成スクール」等、※NPO 日本家族問題相談連盟」及び株式会社カラットクラブの名称使用について

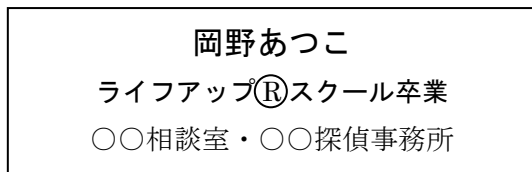
（※実践離婚カウンセラー養成スクールや離婚カウンセラー養成講座等の類似表現は以下「実践離婚カウンセラー養成スクール等の表現」と略します。）

- ・「実践離婚カウンセラー養成スクール」「マリッジカウンセラー養成スクール」の修了を謳うことは問題ありません。しかし、修了生による経営について、「共同の」もしくは「系列の」その他「岡野あつこ」が経営に協力していると誤解されかねない表現の使用を一切禁止します。
- ・「NPO 日本家族問題相談連盟」の認定を受けたとしても、「岡野あつこ」本人の認定と誤解されかねない表現を禁止します。
（岡野あつこ®師事の表記について、許可を取った人は構いません。）
- ・「NPO 日本家族問題相談連盟」の「認定離婚カウンセラー」を謳う場合、また、その商標（ロゴマーク）を使用する場合は同 NPO に正会員として加入することを条件とします。
- ・NPO 日本家族問題相談連盟の認定カウンセラーの称号は、当スクールを卒業し、認定試験を合格したかつ、当連盟の認定会員となった個人へ付与するものです。当連盟の認定会員でない者による、認定カウンセラーの称号使用を禁止します。相談室や団体（会社等）に付与するものではありません。以下のような表現はしないようにお願いします。

① 相談室や団体（会社等）そのものが認定を受けているような表現

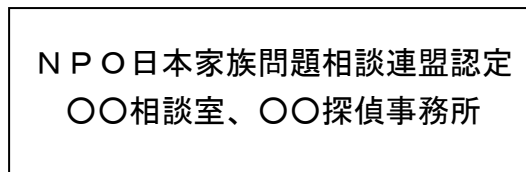
② 相談室や団体（会社等）そのものが、当NPO連盟に加入しているような表現

認められない表現例 1



※岡野あつこの名称の過度な大きさの表現の禁止

認められない表現例 2



※相談室や団体（会社等）が認定を受けているような表現の禁止（カウンセラー名は可）

3. 再販等の禁止について

- ・「実践離婚カウンセラー養成スクール」等の修了生は、いかなる場合においても、当スクール講義内容及びスクール事業のノウハウ、マニュアル、教科書、ビデオテープ（DVD）の内容の全部または一部の転記・複製・上映・公衆送信（送信可能化を含む）再販・貸与その他の無断利用を禁止します。
- ・当スクール修了生が、当スクール終了後 2 年間にわたり、名称の如何に係わらず、当スクールと競合し、または名称の類似するスクール事業・通信教育事業・ネット配信事業等の営業をすることを禁じます。
※上記 2 点は、訴訟問題となる可能性が高い事項ですので、ご注意ください。
上記 2 点に関わらず、不正競争防止法上の不正競争、著作権法上の著作権侵害行為、その他法令に違反する行為が許されないことは、言うまでもありません。

5. 守秘義務の徹底

- ・当スクール修了生は独立活動後も、当スクールの修了もしくは、NPO 日本家族問題相談連盟の認定を謳う限り、相談者に対する守秘義務の徹底を義務づけ、個人情報・相談内容等は、如何なる場合においても他へ漏らさないことを約束していただきます。刑事事件、裁判所命令など、法律上の根拠に基づく場合はその限りではありません。

6. 教材・著書の二次利用

- ・当スクールの教材（ビデオ等も拭含む）や岡野あつこの著書の二次利用を禁止します。しかし、当事務局および「岡野あつこ」の承諾を受けた場合は、承諾した限度で、二次利用を許可します。その場合「著者名・出版社・著書タイトル」を必ず申請し、二次利用を希望する部分を記載してください。（⇒承諾申請書 添付参照）

7. ホームページについて

- ・「NPO 日本家族問題相談連盟」の名称および、「同会員」として名称を使用する場合は、別紙 1 「NPO の HP バナー等のリンクについて」の要領に従い、NPO のバナーとお問合せフォームへのリンク設置を行なってください。
- ・WEB ページの開設にあたり、「岡野あつこ」の名称および画像（顔写真、記念写真など）を使用することは禁止します。ただし、前記 1 項の条件（NPO 正会員としての更新、申請及び承諾）を充たした場合は、この限りではありません。その場合、必ず事務局に申請して承諾を得てください。また、上記画像の使用の承諾後、実際に掲載する場合、All About (<http://allabout.co.jp/relationship/divorce/>) または離婚救急隊 (<http://www.rikon.biz/>)、AZCO ブライダルサロン (<http://www.azco.tv/>) のいずれかへのリンクをしてください。
(承諾申請書添付)

- ・「実践離婚カウンセラー養成スクール」等の名称を使用する場合、事務局の承諾を得て、実践離婚カウンセラー養成スクールのホームページ <https://rikon.ne.jp> 等へのリンクをしてください。
- ・前記の承諾を得て「岡野あつこ」「実践離婚カウンセラー養成スクール修了」または「同卒業」「NPO 家族問題相談連盟 認定」などの文言を WEB ページ内に入れた場合、こちらが用意する苦情申告フォーム（お問合せフォーム）へのリンクを義務づけます。このフォームから、岡野あつこおよび養成スクール事業部へ苦情のメールが自動的に届く設定とします。
- ・ドメイン（日本語ドメインを含む）名に意図的に岡野あつこに関する名称を入れることを禁止します。
- ・<title>タグおよび<meta>タグ内に「岡野あつこ」の名称を使用することを禁止します。

7. カウンセリング料金の規定

カウンセリング料金の設定は基本的に規定しません。しかし、下限を1時間5000円としてください。電話相談・メール相談はその限りではありません。

8. 警告・認定取消し・損害賠償

上記に違反した場合、故意または過失にかかわらず表記等の修正についての警告をさせていただきます、その後、修正をいただけない場合は、NPO会員及び認定カウンセラーの取消しを行い、その旨の公表を行います。また、弊社及び岡野あつこが被った一切の損害を賠償の義務を負っていただきます。

NPOのHPバナーリンク等について

「離婚カウンセラーおよびマリッジカウンセラー／ガイドライン」の通り、NPO 日本家族問題相談連盟会員であることを独自のホームページにおいてうたう場合には、当連盟のバナーと事務局へのお問い合わせフォームをリンクいただく必要があります。

設置方法は下記の要領で設定していただきたく、ご確認・お手配をお願いいたします。

許可申請時には、下記のバナー等を設置した上でお手続きいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

バナー等、リンクの方法について

- URL⇒⇒⇒次のバナーを設置してください。



特定非営利活動法人
日本家族問題相談連盟

(リンク先：<http://www.nikkaren.com>)

- お問い合わせフォーム⇒⇒⇒テキストにてしてください。バナーはありませんので、「NPOに関するお問い合わせはこちら」等と表記してください。
(リンク先：<http://www.nikkaren.com/inquiry/index.html>)

以上、相互リンクの取り扱いについて、よろしくをお願いいたします。

草々

NPO 法人 日本家族問題相談連盟
理事長 岡野あつこ
事務所：〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-26-5
代々木シティホームズ 803
TEL.03-6274-8064
FAX.03-6274-8062
E メール：info@nikkaren.com

今後岡野あつこの肖像権等を使用するときに、申請してください

承諾申請書

No. _____

- 岡野あつこの名称・肖像権の使用の申請
- 岡野あつこの名前を使用した物品等の販売・供与の承諾申請
- 教材・著書の二次利用についての承諾申請
- ホームページの岡野あつこの名称・画像の使用についての承諾申請
- ホームページのスクール名の使用についての承諾申請
- ホームページの NPO 名等の使用についての承諾申請

■申請の詳細内容

■使用場所

(ホームページアドレス、名刺、チラシ、広告等の原稿等を提出してください。)

HPアドレス：

※NPO関連のHP申請の場合は、バナー及びお問合せフォーム設置の完了を行ってから申請をしてください。 ←チェック！バナー設置が完了したらチェックしてください。

■使用文言等（別紙で添付も可）

平成 年 月 日

申請者 住所：〒

相談室名： _____

氏 名： _____

事務局からの通信欄	名称：	写真：
	非弁：	バナー：
	会員期限：	年 月 日
修正 年 月 日	承諾 年 月 日	印

ファックスにてご提出ください

「岡野あつこ®<登録商標 5739761 号>」という商品名称を使用していただき、皆様の相談活動にぜひ役立てていただきたいと思います。ルールを守って、皆様とともに「岡野あつこ®」「離婚カウンセラー」「岡野あつこ®師事上級・プロ離婚カウンセラー」及び「岡野あつこ®師事上級・プロ夫婦問題カウンセラー」「岡野あつこ®師事プロライフアップカウンセラー」「マリッジカウンセラー」のさらなる社会認知と社会定着を目指していきたいと思います。

ご一読いただき、同意書を返信用封にて返送又はFAX【03-6274-8062】にて事務局までご提出ください。どうぞ宜しくお願いいたします。

**離婚カウンセラー・マリッジカウンセラー等
活動ガイドライン同意書**

NPO 法人日本家族問題相談連盟
理事長 岡野あつこ様

私は、活動ガイドラインを精読し、その内容を十分に理解いたしました。

私は、活動ガイドラインを遵守し、上級・プロの名にふさわしいスキルとマインドを持ち、相談者様から信頼を得られるように別紙「岡野あつこ®」「離婚カウンセラー」「岡野あつこ®師事上級・プロ離婚カウンセラー」及び「岡野あつこ®師事上級・プロ夫婦問題カウンセラー」「岡野あつこ®師事プロライフアップカウンセラー」「マリッジカウンセラー」の活動ガイドラインに同意して活動いたします。

平成 年 月 日

住所：_____

氏名：_____